

## 医療機関から産業医への情報提供について(再就労療養指導管理料)

## 1. 再就労療養指導管理料のデータ(推計値)

- 各年のある1月の1万件のレセプトを抽出し、そのうち「再就労療養指導管理料」に係る金額

抽出年	金額(円)
平成 21 年	75,180
平成 22 年	35,280
平成 23 年	45,360

- 抽出した1万件のレセプトを、1年間分のレセプトに還元した場合の金額とその労災診療費全体に占める割合

抽出年	金額(円)	構成比(%)
平成 21 年	1,834,746	0.01
平成 22 年	1,016,339	0.01
平成 23 年	1,164,195	0.01

## 2. 労災病院のデータ(実績値)

	情報提供件数
平成 20 年	17 件
平成 21 年	16 件
平成 22 年	7 件
平成 23 年	4 件

※ ただし、患者本人または事業場の産業医あての内数は不明。

## 【参考】

- 労災診療費算定基準

(昭和 51 年 1 月 13 日基発第 72 号、最終改正平成 24 年 3 月 30 日基発 0330 第 20 号)

## 1 (略)

## (10)再就労療養指導管理料

入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を3カ月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者に対し、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋」を傷病労働者に交付し、指導を行った場合に算定できるものとする。

また、傷病労働者の主治医が、当該労働者の同意を得て所属事業場の産業医に対して文書をもって情報提供をした場合についても算定できる。

ただし、同一傷病労働者につき各々3回を限度(慢性的な疾病を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間)とする。